

笠岡市新病院基本計画策定業務委託仕様書

1 業務名

笠岡市新病院基本計画策定業務委託

2 目的

笠岡市立市民病院（以下「市民病院」という）は、笠岡市の安全・安心を守る基幹病院として、健全な経営体制を確立しながら質の高い医療を安定的かつ効率的に提供していくことを目指しているが、施設の老朽化等により将来を見据えた病院機能の再構築に向けた抜本的な対応が急務となっている。

本業務は、笠岡市新病院基本構想有識者会議等を経て令和3年度に策定された「笠岡市新病院基本構想」に基づき、市民病院の担うべき役割や機能等について、市民病院としての考え方や方向性を具体化し、新病院を建設するために必要な基本計画の策定を支援することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日

4 業務内容

以下の項目を踏まえながら、基本計画の策定を支援する。

(1) 基本構想の見直し

- ア 基本構想で策定した現状と課題の再整理及び最新情報の追加
- イ 新病院整備に係る関係諸法規の調査
- ウ 医療制度改革や医療を取り巻く環境変化の今後の見通しや影響の概要を分析・予測
- エ 他の医療機関の建替え事例やベンチマークなど、当院との比較分析に必要な情報の収集・提供

(2) 基本方針の策定支援

- ア 基本構想を踏まえた新病院の基本方針（病床数、診療科目、診療機能など）
- イ 部門方針、機能等の整理
- ウ 医療機器等の整備計画
- エ 医療情報システム・部門別システム整備計画
- オ 人員配置計画
- カ 設計と条件の整理

(3) 施設計画の策定支援

- ア 配置概要（建物配置、駐車場計画等）
- イ 建物概要（建物規模、部門配置計画等）
- ウ 構造・設備計画（計画方針、災害対策方針、感染対策方針等）
- エ 法的な制約、必要な許認可の整理

(4) 整備方針の検討支援

- ア 事業方式、事業スケジュール等の比較検討
- イ 上記を踏まえた整備スケジュールの策定

(5) 事業収支計画の策定支援

- ア 概算事業費の算出
- イ 事業収支シミュレーション

(6) その他基本計画策定に関し必要な支援

- ア 市民等の意見収集に係る説明資料等作成支援
- イ その他必要な業務

5 成果品の提出

- (1) 本業務の成果品は次の通りとする。
 - ア 業務完了報告書（任意様式）【1部】
 - イ 笠岡市新病院基本計画書 本編及び概要版【100部】
 - ウ 議事録及び本業務において作成した資料等【1部】
 - エ イ・ウの電子データ（USB等）
- (2) 本業務における成果物及び業務作成上の資料の著作権、利用権については笠岡市に帰属するものとし、指定する時期に速やかに引き渡すものとする。なお、受注者は、本業務における成果品及び業務作成上の資料等に文献その他の資料を引用する場合、その出典を明記するものとする。

6 留意事項

- (1) 受注者は、笠岡市の条例・規則等を遵守し、笠岡市の立場に立って業務遂行にあたること。
- (2) この業務の遂行上知り得た情報等は、笠岡市に許可なく第三者に公表・漏洩等をしてはならない。
- (3) 業務完了後に、受注者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正・補正等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (4) 受注者は、この業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (5) 受注者は、この業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ笠岡市に書面により報告し、笠岡市の承認を得ること。
- (6) 笠岡市との打ち合わせは、業務の進捗上、必要と判断した場合は随時実施すること。
- (7) この業務において、打ち合わせ及びヒアリング等をした場合は、速やかに議事録を作成し提出すること。
- (8) 本業務に実際に従事する者の雇用に際し、労働基準法などの関係法規を遵守すること。
- (9) 本業務において、この仕様書の解釈及び記載が無い事項等に関して疑義が生じた場合は、笠岡市と受注者において別途協議の上、対応するものとする。